相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区大今里南一丁目一一番、最後の住所大阪市東成区大今里南一丁目一一番一二号　被相続人　亡　小池　博幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日

大阪市中央区石町二丁目三番九号天満橋コードビル七階

相続財産管理人　弁護士　奥田　愼吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区本庄西三丁目九番地、最後の住所大阪市北区本庄西三丁目九番二三号　被相続人　亡　川上　泉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日

大阪市北区西天満四―八―一七宇治電ビルディング一一階

相続財産管理人　坂川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡串本町串本九七七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　田嶋サカエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日

和歌山県東牟婁郡串本町串本四〇番地六九

相続財産管理人　司法書士　平田　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市向江田町九三〇番地、最後の住所広島県廿日市津田四二五二番地五　被相続人　亡　辻　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日

事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階

相続財産管理人　司法書士　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県香川郡塩江町大字安原下第二号一六六七番地の二、最後の住所香川県香川郡塩江町大字安原下第二号一六六七番地の二　被相続人　亡　猿養コヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日

事務所高松市瓦町二―四―一石丸ビル二階

相続財産管理人　田中　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市大字下境四一八九番地、最後の住所福岡県飯塚市伊岐須三番地　被相続人　亡　胡　サヨミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日

事務所福岡県飯塚市新立岩六番一九号

相続財産管理人　司法書士　佐々木　英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市曙町一五八番地、最後の住所長崎県長崎市大浜町五三三番地七市営大浜アパート一棟二〇三号　被相続人　亡　山田トメヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日

長崎県長崎市樺島町四―六ソフィアビル二階弁護士法人ふくざき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福﨑　龍馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県人吉市相良町一二五一番地、最後の住所熊本県人吉市願成寺町二八五番地　被相続人　亡　永田　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日

事務所熊本県八代市西松江城町二番二八号

宮川輝之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮川　輝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市大字庄手四五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　島田　武敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月十三日

大分県日田市田島二丁目一番二〇号第二光ビル一〇二号弁護士法人おおいた市民総合法律事務所日田事務所

相続財産管理人　弁護士　河野　聡

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月十三日

兵庫県伊丹市北伊丹八丁目一二一番地一

株式会社パウレック

代表取締役社長　夏山　晋

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

株式の種類及び数

新日本送風機株式会社　大阪市城東区放出町八二八　普通株式　四〇〇株

高橋　晃二　大阪市東成区大今里二―一　普通株式　二〇〇株

廣瀬　進　大阪府門真市大字打越五〇四―三　普通株式　六〇株

山下　喜弘　大阪市中央区内平野町二―九　普通株式　一七株

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理ために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年六月十三日

一　墳墓等所在地　東京都世田谷区弦巻三丁目二九番六号

一　墳墓等の名称　実相院境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　今泉嘉代子家、本籍不詳　熊谷登家、本籍不詳　足立千明家、本籍不詳　西尾慶子家

一　改葬を行おうとする者　東京都世田谷区弦巻三丁目二九番六号　宗教法人実相院　代表役員　佐々木紀夫

債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十九年五月一日公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一一五号）第一四五条第二項により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月十三日

東京都千代田区二番町九番地六

東京化粧品厚生年金基金

代表清算人　青田　靖